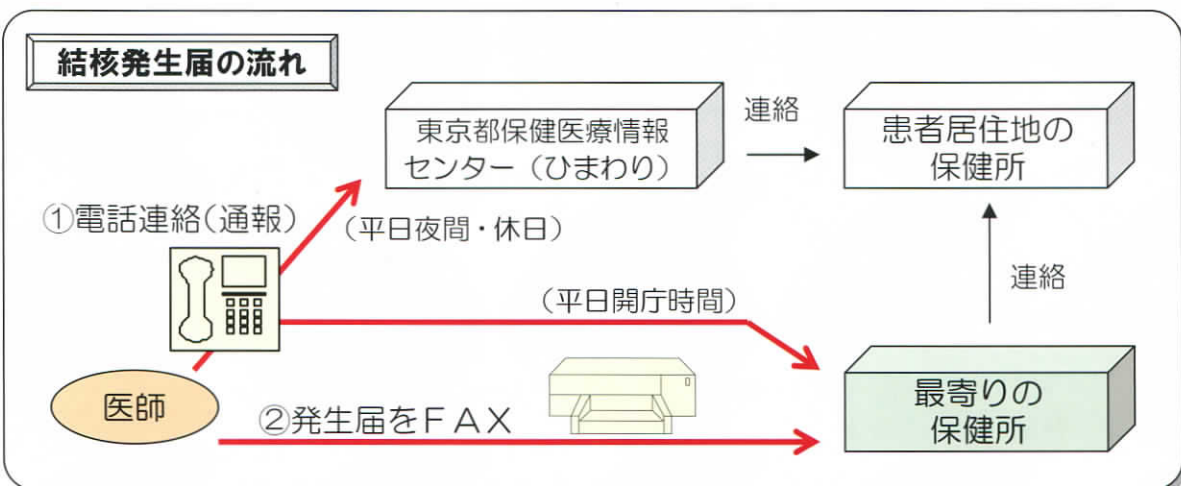


# 結核と診断した場合の届出は 直ちに最寄りの保健所へ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第12条の規定により、医師は、結核と診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に届け出てください。

区 分	届 出 手 順
平日開庁時間	① 最寄りの保健所にFAXする旨の電話連絡をしてください。 ② 「結核発生届」（別記様式2-2）に必要事項を記入し、FAXしてください。（裏面をコピーしてお使いください。）
平日夜間・休日	① 東京都保健医療情報センター（ひまわり）に電話通報してください。 <b>ひまわり医療機関専用ダイヤル 03-5272-0326</b> <b>*平日は17時15分から翌日8時30分まで</b> <b>*休日は24時間</b> ② 併せて、「結核発生届」（別記様式2-2）に必要事項を記入し、最寄りの保健所にFAXしてください。（裏面をコピーしてお使いください。）



このリーフレットは、感染症対策課ホームページからもダウンロードできます。  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansen/index.html>

# 結 核 発 生 届

東京都知事 (保健所) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条  
特別区長 (保健所) 殿 第6項において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。  
保健所政令市長 (保健所) 報告年月日 平成 年 月 日

この届出は診断後直ちに行ってください

医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院 (科) ・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地 (※) \_\_\_\_\_

電話番号 (※) ( ) - \_\_\_\_\_

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断 (検案) した者 (死体) の類型					
1) 患者 (確定例)    2) 無症状病原体保有者 (潜在性結核感染症)    3) 疑似症患者    4) 感染症死亡者の死体    5) 感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名 (ふりがな)	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢 (0歳は月齢)	6 当該者職業 (具体的に)	
( )	男・女	年 月 日	歳 ( か月)		
7 当該者住所 _____ 電話 ( ) - _____					
8 当該者所在地 _____ 電話 ( ) - _____					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
					電話 ( ) - _____

病 型					18 感染原因・感染経路・感染地域																		
1) 肺結核    2) その他の結核 ( )					① 感染原因・感染経路 ( 確定・推定 )																		
11 症状	・せき    ・たん    ・発熱    ・胸痛    ・呼吸困難				1 飛沫核・飛沫感染 (感染源の種類・状況)																		
	・その他 ( )																						
	・なし																						
12 診断方法	遺病伝原				2 その他 ( )																		
	1) 塗抹検査 ( - ± 1+ 2+ 3+ ) 又はG 号																						
	検体: 喀痰・その他 ( )																						
2) 培養検査 - + ( 個 ) 検査中				② 感染地域 ( 確定・推定 )																			
検体: 喀痰・その他 ( )																							
3) 核酸増幅法 - + 未実施																							
検体: 喀痰・その他 ( )				1 日本国内 ( 都道府県 市町村 )																			
4) 病理検査における特異的所見の確認																							
検体: ( )																							
所見: ( )				2 国外 ( 国 詳細地域 )																			
5) ツベルクリン反応検査 月 日判定																							
x ( x ) (発赤・硬結・水泡・壊死)																							
6) リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロンγ試験 (QFT等) 月 日実施 (陽性・判定保留・陰性)				19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項																			
7) 画像検査における所見の確認																							
学会分類 ※○で囲む。 その他																							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>病側</td> <td>r</td> <td>l</td> <td>b</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>病型</td> <td>I II III IV V H</td> <td>PL Op O</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡がり</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>				病側	r	l	b	該当なし	病型	I II III IV V H	PL Op O			拡がり	1	2	3	該当なし	1) 診断時の入院在宅の別 入院 (予定) 日: 月 日 ・ 在宅 (医療機関名: )				
病側	r	l	b	該当なし																			
病型	I II III IV V H	PL Op O																					
拡がり	1	2	3	該当なし																			
8) その他の方法 ( )																							
検体 ( )																							
結果 ( )				2) 当該者の同居者数 人 (うち乳幼児 有・無) ・ 単身																			
9) 臨床決定 ( )																							
3) その他 ( )				(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者 (確定例) を診断した場合のみ記入すること。11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)																			
13 初診年月日 平成 年 月 日																							
14 診断 (検案 (※)) 年月日 平成 年 月 日																							
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日																							
16 発病年月日 (*) 平成 年 月 日																							
17 死亡年月日 (※) 平成 年 月 日																							

## 結核の届出基準（抜粋）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、平成19年6月7日健感発第0607001号により一部改正）より

### ○ 患者（確定例）

医師は、診察した結果、症状や所見から結核が疑われ、かつ、下表の左欄に掲げる検査方法により、結核患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

ただし、病原体及び病原体遺伝子の検出検査方法以外による検査方法については、当該検査所見に加え、問診等により医師が結核患者であると診断するに足る判断がなされる場合に限り届出を行うものである。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

鑑別を必要とする疾患は、他の原因による肺炎、非結核性抗酸菌症、肺癌、気管支拡張症、良性腫瘍等である。

### ○ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が、結核の臨床的特徴を呈していないが、下表の画像検査方法以外の左欄に掲げる検査方法により、結核の無症状病原体保有者と診断し、かつ、結核医療を必要とすると認められる場合（潜在性結核感染症）に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

5歳未満の者においては、この検査方法で病原体保有の確認ができない場合であっても、患者の飛沫のかかる範囲での反復、継続した接触等の疫学的状況から感染に高度の蓋然性が認められる者に限り、届出を行うこと。

### ○ 疑似症患者

医師は、診察した結果、症状や所見から、結核の疑似症患者と診断するに足る高度の蓋然性が認められる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

疑似症患者の診断に当たっては、集団発生の状況、疫学的関連性なども考慮し判断する。

### ○ 感染症死亡者の死体

医師は、死体を検案した結果、症状や所見から、結核が疑われ、かつ、下表の左欄に掲げる検査方法により、結核により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

### ○ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、死体を検案した結果、症状や所見から、結核により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、
分離・同定による病原体の検出	
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	脳脊髄液、組織材料
病理検査における特異的所見の確認	病理組織
ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無）	皮膚所見
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン $\gamma$ 試験（QFT等）	血液
画像検査における所見の確認	胸部エックス線画像、CT等検査画像

## ～届出基準の解説～

### 届出の対象となる患者について

- \* **届出の対象は、医師が結核と診断し、治療を必要とする患者です。**患者が治療を望まない場合であっても、医師が必要と判断した場合には届出を行ってください。
- \* 非結核性抗酸菌症との鑑別診断前であっても、結核治療を開始する場合には、届出を行ってください。この場合の**届出の類型は「患者（確定例）」**です。結核でないことが判明した場合には、患者の居住地を管轄する保健所まで連絡してください。なお、判明するまでの期間の結核医療費は公費負担制度の対象となります<sup>(注)</sup>。  
(注) 公費負担の始期は、勧告により入院したとき（法第37条）又は公費負担申請書を保健所が受理した日（法第37条の2、外来診療等）です。

### 患者の類型について

- \* 患者（確定例）  
結核を疑う症状があり、①塗抹検査、培養検査、核酸増幅法検査による病原体診断、あるいは②病理検査所見、画像検査所見、ツベルクリン反応検査、QFT検査の結果から医師が臨床診断した患者です。**旧結核予防法（平成19年3月末で廃止）での届出対象に該当します。**
- \* 無症状病原体保有者  
感染症法上の用語であり、結核病的には「潜在性結核感染症（Latent Tuberculosis Infection）」です。結核としての臨床的、細菌学的、又はエックス線上の所見がない潜在性の結核感染状態にある者をいいます。**届出の対象となるのは、抗結核薬による治療を行う場合だけです。**  
これらは、従来、「結核の顕性発症を防ぐ予防内服（化学予防）」でしたが、今回、「潜在性結核感染症の治療」という概念に変更されました。これに伴い、医療費公費負担の年齢制限がなくなりました（従来は29歳以下の者のみ）。

### よくあるお問い合わせ

- Q1 「直ちに届け出なければならない」の「直ちに」とはどれくらいの期間と考えますか？  
A 診断した当日中に届出を行っていただくことが望ましいと考えます。
- Q2 感染したと推定される年月日の記入は、結核の場合は難しいと思われませんが…。  
A 推定が難しい場合は、「不詳」と記入してください。
- Q3 結核と診断され、すでに外来又は一般病床で治療している患者が、結核菌検査の結果、結核の入院治療が必要となった場合、どうすればよいですか？  
A 発生届の再提出は必要ありませんが、感染症法に基づく入院勧告の手続きを行いますので、患者の居住地を管轄する保健所（平日夜間・休日の場合は東京都保健医療情報センター「ひまわり」）まで速やかに電話連絡してください。
- Q4 学会分類について教えてください。  
A 我が国で広く用いられているレントゲン所見分類のことで、正式には「日本結核病学会病型分類」です。詳しくは、「結核 医療の手引」（東京都発行）や日本結核病学会のホームページ（<http://www.kekkaku.gr.jp/>）を御覧ください。
- Q5 QFT検査について教えてください。  
A 「全血インターフェロン応答測定法」のことで、BCG接種による影響を受けずに結核の感染診断を行うことができる検査法です。